



第29回 「三資法の改定について」

【ニュース概略】商務部の陳徳銘・部長は5日に開催した全国ビジネス工作会議で、「2012年は外資誘致のクオリティーとレベルを引き上げることに注力する」と述べ、「外資企業法」「中外合資経営企業法」「中外合作経営企業法」の外資に関する3法律の改訂に向けた検討を始めることを明らかにした。(「中国証券報」12年1月6日)

11年12月24日に、国家発展・改革委員会と商務部が連名で「外商投資産業指導目録」(以下「指導目録」という)を改訂・公布して、注目を集めています。指導目録は中国が各分野における外国からの投資(以下「外商投資」という)に対する態度と方針を示す「バロメーター」として、重要性の高いものと言えます。

他方では、外商投資の具体的な形式から見れば、近年登場した「外商投資株式会社」や「中外パートナー制企業」を除いて、「外商独資企業」「中外合弁企業」「中外合作企業」という3つの企業形態(以下「三資企業」という)が最も典型的で、かつ一般的に採用されています。これら三資企業の存在を法律上で認め、その活動を規制するのが、三資企業法と呼ばれる「外資企業法」「中外合資経営企業法」「中外合作経営企業法」であり、外資系企業の経営に深く関係する法律でもあります。

このため、実務上では、「投資判断を行う前には指導目録、経営判断を行う前には三資企業法」との言い方もあります。

三資企業法は、すべて全人代やその常務委員会により制定された法律ですが、その運用性を高めるため、国务院によって、それぞれ実施細則や実施条例が公布されています。しかし、問題はこれらの法律および行政法規のいずれも、ここ10年全く改訂されていないことでしょう。中国は世界が驚くような発展を続けており、10年どころか、毎年状況が変わっています。外商投資企業の活動を規定した10年前の法律には、現状に完全に合致しているとは言い難い部分が存在しています。まして、会社の活動を規定する会社法自体が05年に大幅に改訂され、06年から施行されています。三資企業法と会社法との間で、また三資企業法の実施細則と会社法との間で、不一致が生じ、実務上での混乱も招いています。以下、典型的な例をいくつか整理してみます。

(1) 会社董事の任期について

会社法：3年を超えない。

合弁企業法実施条例：4年。

(2) 持分譲渡の制限について

会社法：株主は、株主以外の者に対し出資持分を譲渡する場合には、その他の株主の過半数による同意を経なければならない。株主は、その出資持分の譲渡に係る事項について書面によりその他の株主に通知して同意を求めなければならない。その他の株主が書面による通知を受領した日から30日が経過したのに回答しない場合には、譲渡に同意したものとみなす。その他の株主の半数以上が譲渡に同意しない場合には、同意しない株主は、譲渡される出資持分を購入しなければならない。購入しない場合には、譲渡に同意したものとみなす。

合弁企業法：合弁当事者の登録資本が譲渡される場合に、必ず合弁各社の同意を得なければならない。

(3) 利益積立金について

会社法：会社は、当該年度の税引後利益を分配する際には、利益の10%を控除して会社の法定積立金に組み入れなければならない。

合弁企業法実施条例：合弁企業は「中華人民共和国外商投資企業と外国企業所得税法」(注：すでに廃止)に基づき、所得税を支払った後の利益について、準備基金、従業員奨励と福祉基金(注：現行の会計準則によれば、負債扱いとなっている)、企業発展基金を積立、その比例は董事会が確定する。

冒頭の記事にもあったとおり、外資の誘致のクオリティーとレベルを引き上げるといふ目標を達成するため、法環境の整備も今後進んでいくものと思われます。外資系企業は、法環境の変化に係る動向を密に把握し、日頃の経営に生かしてはいかがでしょうか。

<筆者紹介>

大地法律事務所海外部

弊所は北京及び青島を拠点とし、日系クライアントを専門に、投資、企業再編、仲裁・訴訟等に関するリーガルサービスを提供しております。

住所(北京)：北京市朝阳区建国路89号華貿中心15号楼505室

電話(北京)：(8610) 6530-7711

HP：<http://www.aaalawfirm.com>

E-mail：xionglin@aaalawfirm.com